

令和6年度

建設業現場代理人安全管理研修会

が開催されました。

令和7年1月29日、新川文化ホールにおいて、建設業労働災害防止協会富山県支部魚津分会（以下「建災防魚津分会」という。）主催による、建設業現場代理人安全管理研修会が開催されました。

本研修会は、建災防魚津分会が、魚津労働基準監督署管内の建設事業場に所属する現場代理人を対象として、建設現場の安全衛生管理水準の向上を目的に毎年開催しているものです。

本研修会では、建災防魚津分会長及び魚津労働基準監督署長の挨拶の後、当署安全衛生課長から建設業における労働災害発生状況と災害事例の説明を行いました。また、墜落・転落災害の防止のため、はしご・脚立の適正使用等を説明し、現場代理人として**下請が安全に作業するための必要な指導**を求めました。

また、特別講演では、安全管理士の羽賀政昭氏から、化学物質管理を含む建設業の安全衛生対策の講演が行われ、令和6年4月に全面施行された**自主的な管理を基軸とする化学物質規制**などを学びました。



はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを持って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く作業を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めてください。

作業前 8 のチェック!!

(作業前点検リスト)
年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者名

- ★はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをホルトで取付けている場合)ホルトが緩んだり腐食したりしていない
- ★はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ★はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ★はしごの足元に、滑り止め(防滑措置)がある
- 靴は滑りにくく、滑りにくい
- ★ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※脚立はしごを使うときは、チェックしましょう

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」(リーフレット)も確認してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを持って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く作業を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めてください。

作業前 10 のチェック!!

(作業前点検リスト)
年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ★ヘルメットを着用し、あごひもを締めている
- 靴は滑りにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ★作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- ★荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生知識」で定められている事項

脚立【安全距離228cm】

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は新しい材料、腐食等がない
- 3 脚立と平面との角度が45度以下とし、折りたたみ式のものは、角を確実に保護するための器具を要する
- 4 踏み板は作業を安全に行うための必要な距離を有する

高さ2m以上の作業時は、作業禁止用器具の使用も必要です!

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」(リーフレット)も確認してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

本資料は次項をご覧ください。

【問合せ先】

魚津労働基準監督署

安全衛生課

0765-22-0579

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

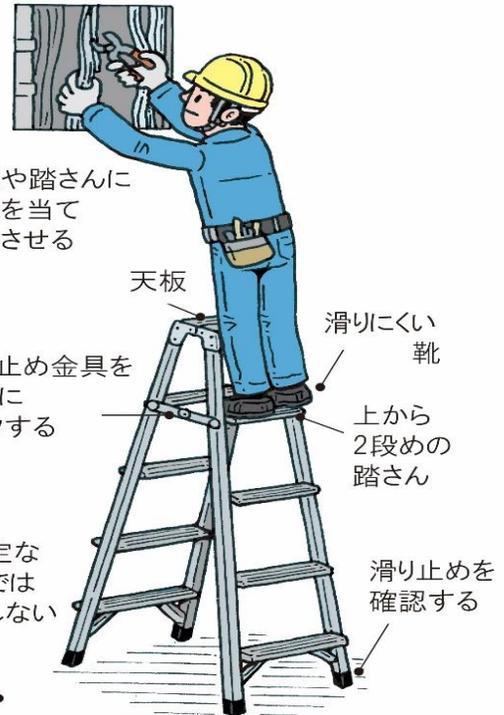
年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署